

看護学生奨学金等貸与規則

(目的)

第1条 岡山県民主医療機関連合会（以下「県連」という）に加盟する岡山医療生活協同組合、倉敷医療生活協同組合、公益財団法人林精神医学研究所、津山医療生活協同組合（以下、「4法人」という）の運営する事業所が、その事業を遂行するに必要な看護師を合同で養成する目的をもって奨学金及び修学援助金を貸与する場合は、この規則によるものとする。

(資格)

第2条 本奨学金等の貸与を受けることができる者は、民医連の理念及び方針に理解をもち、4法人いずれかの職員になることを前提として看護師養成校で学業に励み、品性のすぐれたものとする。

(奨学生の義務)

第3条 奨学生は、学業に励み、資格取得の目的を達成しなければならない。

2 住所の移転など生活の変化が生じた場合は、速やかに届出なければならない。

3 奨学生は、県連等の指示に基づいて修学・研修状況、その他に関する報告を行わなければならない。

4 奨学生は、県連等の指示する行事などへの参加に努めなければならない。

(奨学金及び修学援助金の貸与額と決裁)

第4条 奨学金の貸与は無利息で、その月額はおりとし、県連理事会の決裁により執行する。

専門学校及び高等学校看護専攻科 月額4万円

大学 月額6万円

2 奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という）が、図書購入、学習資料購入等、修学上必要が生じた場合、県連理事会の承認により、無利息で次の金額を上限に修学援助金を貸付けることができる。

年度（4月より翌年3月）上限額 20万円 合計上限額 50万円

(奨学金及び修学援助金の貸与方法)

第5条 4法人は、奨学生採用を承認した県連理事会後の最初の25日（まで）に、申請書を受付けた月からの奨学金を貸与する。以後、貸与年限内毎月25日（まで）の貸与とする。

2 奨学金の貸与は原則月単位で行うが、授業料納付等の事情がある場合は、年度末までの額を上限に一括して貸付けることができる。

3 修学援助貸付金は奨学生の申請に基づき、随時貸与する。

(貸付の停止)

第6条 本規則による奨学生が休学及び留年となった場合は、貸付けを停止し、貸与額の一括返済を求めることができる。

2 県連理事会が、本規則による奨学生について、奨学金を貸与する対象でないと判断した場合は、貸与を停止し、直ちに一括返済しなければならない。但し、その場合は、本会から奨学生に対して2ヶ月前に通知することとする。

(返済)

第7条 奨学金及び修学援助金の受給者は、次の場合、貸与金を直ちに返済しなければな

らない。

(1) 修学・研修を途中で打ちきり、修学・研修の目的を達成しないとき。

(2) 本規則で定める資格を消滅したとき。

(3) 修学・研修の期間が修了し4法人のいずれにも勤務しないとき。

(4) 第9条で定める免除期間内に退職したとき。ただし、この場合は貸与期間より就労期間を差し引いた残期間に該当する金額を返済するものとする。

2 修学援助金の受給者は、4法人のいずれかに就職後その全額を2年以内に返済しなければならない。

(保証人)

第8条 本規則により、貸与を受けようとする者は、奨学金借用申請書及び別に定める2名の連帯保証人連署による奨学金借用証書を提出しなければならない。

2 連帯保証人は、貸与金の返済について責任を負わなければならない。

(奨学金の返済免除)

第9条 4法人いずれかに常勤採用され、奨学金の貸与期間と同期間業務に従事した場合は、その期間について奨学金の返済を免除する。尚、常勤採用にあたっては、4法人いずれかの採用試験を受け、合格しなければならない。

2 前項に規定する就業期間中、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため就業を継続できなかったときは、返済を免除する。

(奨学金・修学援助金当初拠出資金の分担及び精算)

第10条 奨学金・修学援助金の当初拠出資金は、別に定める割合で4法人が分担する。

2 前項の分担金の精算は、卒年次採用試験の結果をもって行う。

(事務)

第11条 本奨学金等の事務は、県連財務奨学金委員会が取扱う。

(手続き)

第12条 本規則執行にあたっての具体的な手続きについては、別に定めることができる。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は4法人のいずれかの発議により、県連理事会において行う。

附則

(施行期日)

この規則は、2013年9月1日より施行する。

この規則は、2018年3月1日より一部改定する。